

森林・山村多面的機能発揮対策の概要

北海道水産林務部森林環境局
森林活用課道民の森グループ

～ 目 次 ～

- 森林・山村多面的機能発揮対策に関する国の予算
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金とは
- 支援メニューと国の交付額
- 交付金等の交付の流れ
- 交付金と道・市町村による補助
- 特別交付税措置(市町村担当者向け)
- 交付金等を受けるための要件等
- 2期目以降の活動における留意点
- 交付金に関する書類の整理、資機材の管理
- 市町村推進交付金(市町村担当者向け)

森林・山村多面的機能発揮対策

令和2年度予算概算決定額1,353(1,425)百万円(国費)

※()内の数字は平成31(令和元)年度予算額

<目的>

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援するもの。

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

1,344(1,413)百万円

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業

9(12)百万円

- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果の評価・検証
- ・ 林野庁主催による活動内容の報告・意見交換会の開催

森林・山村多面的機能発揮対策

【令和2年度予算概算決定額 1,353（1,425）百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、**地域住民等による森林の保安全管理活動等の取組を支援**します。

<政策目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割〔令和3年度まで〕）
- 自主的に横展開を図る取組を行うなど地域コミュニティの維持・活性化につながる活動を行った活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,344（1,413）百万円

- 地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成する**活動組織**が実施する**里山林の保全、森林資源の利活用等の取組**を支援します。
- **森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林を対象に、1活動組織当たり500万円/年（国からの交付額）を上限として支援**します。採択に当たっては、**3年間の活動計画等**が必要です。
- **地方公共団体の支援のある活動**や地域コミュニティの活性化を図るため**中山間地域における農地等の維持保全にも資する取組、有人国境離島地域で計画された活動等**を行う場合は、**優先的に支援**します。

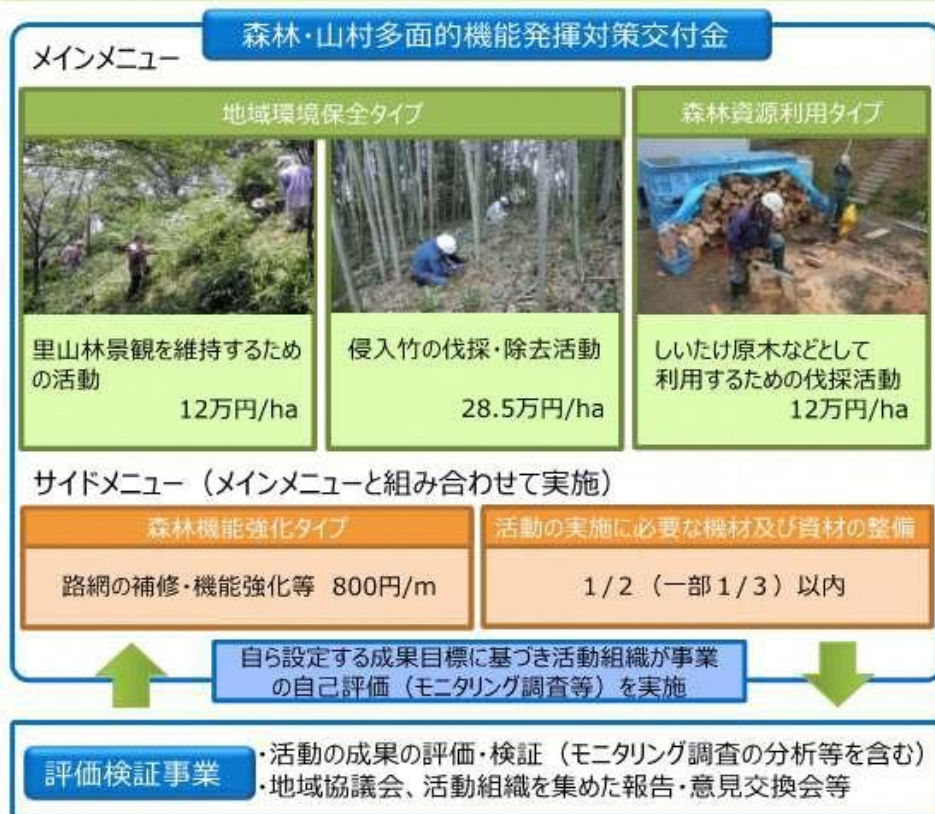
2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 9（12）百万円

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等**を開催します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課（03-3502-0048）11

森林・山村多面的機能発揮対策交付金とは

地域住民や森林所有者等が協力して行う里山林の保全管理や森林資源を利活用するための活動に対する支援

現場のニーズ

荒れている里山林の手入れや景観維持・保全活動を行いたい



薪やシイタケ原木など森林資源を活用して、山村を活性化したい



森林整備のための歩道を作りたい
鳥獣害防止柵を設置したい



活動メニュー

【地域環境保全タイプ】

- ・里山林景観を維持するための活動
- ・風倒木や枯損木の除去活動等

【森林資源利用タイプ】

- ・集落周辺の広葉樹等の伐採、搬出活動等

【森林機能強化タイプ】

- ・歩道、作業道の作設・改修
- ・鳥獣防止柵の設置・補修

支援メニューと国の交付額(金額は1年あたり)

活動推進費(3年間の活動計画を具体化する取組に対する支援)

現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等
3年間の活動計画の初年度のみ 112,500円

メインメニュー

地域環境保全タイプ

里山林保全活動

120,000円/ha

侵入竹除去・竹林整備活動

285,000円/ha

森林資源利用タイプ

薪等として利用するための
伐採・搬出等の活動

120,000円/ha

サイドメニュー

森林機能強化タイプ

路網の補修・機能強化等

800円/m

活動の実施に必要な機材及び資材の整備

刈払機・チェーンソーなど 購入費用の1/2
林内作業車・薪割り機など 購入費用の1/3

地域環境保全タイプ

雑草木の刈払・集積・処理

(ha)



○里山林保全活動 (助成単価: 120,000円/ha)

里山林景観を維持するための活動

雑草木の刈払・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・古損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、損害保険等

見回りのみではダメ



○侵入竹除去、竹林整備活動 (助成単価: 285,000円/ha)

竹林がないので対象外

高密度に侵入したワケモノ等の伐採・除去等の活動
竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、損害保険等

雑草木の刈払・集積・処理

森林資源利用タイプ

(助成単価: 120,000円/ha)

雑草木の刈払・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、損害保険等



見回りのみではダメ

森林機能強化タイプ

森林環境保全タイプの実施前に行う路網の整備、森林資源利用タイプの実施後に行う路網の補修、森林整備前の鳥獣害防止柵の設置、これらの実施前後に必要な森林調査・見回り

(助成単価 800円/m)

※メインメニューと同じ年度内に同じ森林内での併用不可



見回りのみではダメ

活動の実施に必要な機材及び資材の整備

各活動を実施するために必要な機材及び資材の購入・設置に対して、必要額の2分の1以内を支援

〇1／2を支援する資機材

刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チッパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等(汎用性のある物品等は対象外)

〇1／3を支援する資機材

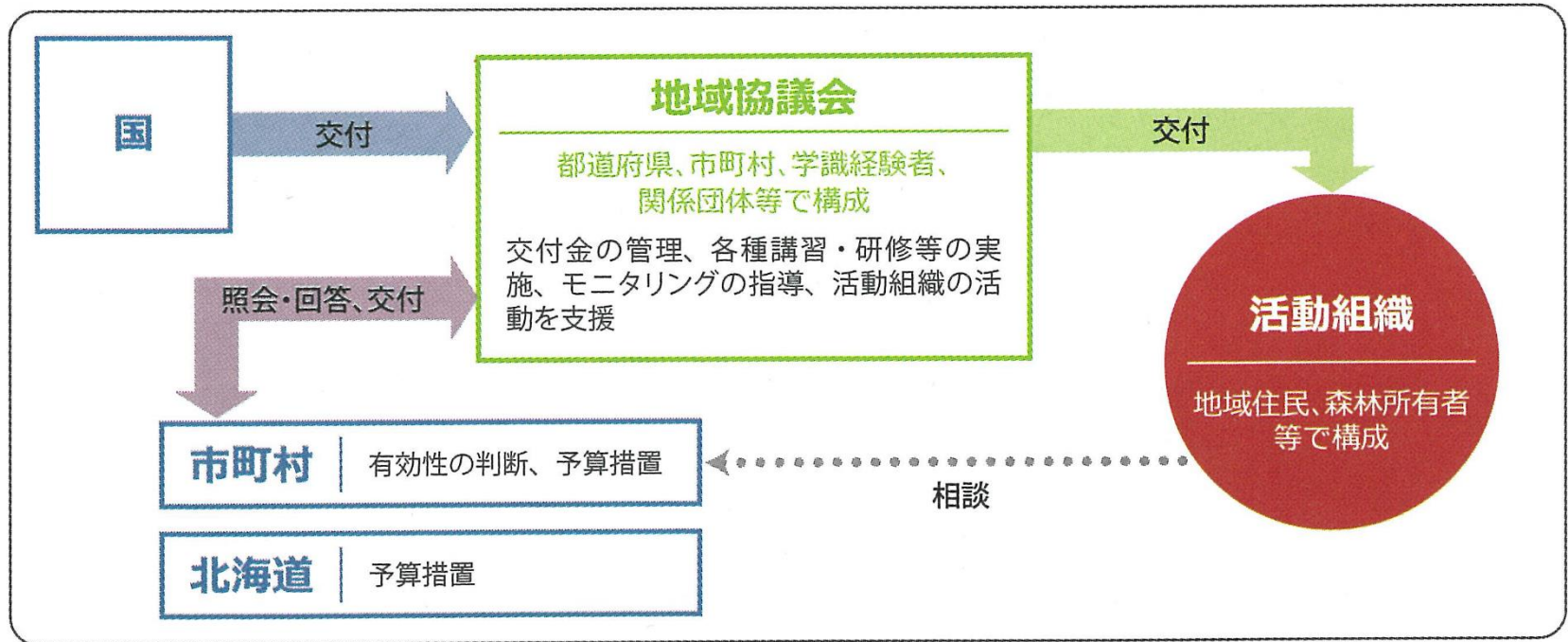
林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋



※3年間の計画の中でメインメニューと組合せて実施

交付金等の交付の流れ

【フロー図】



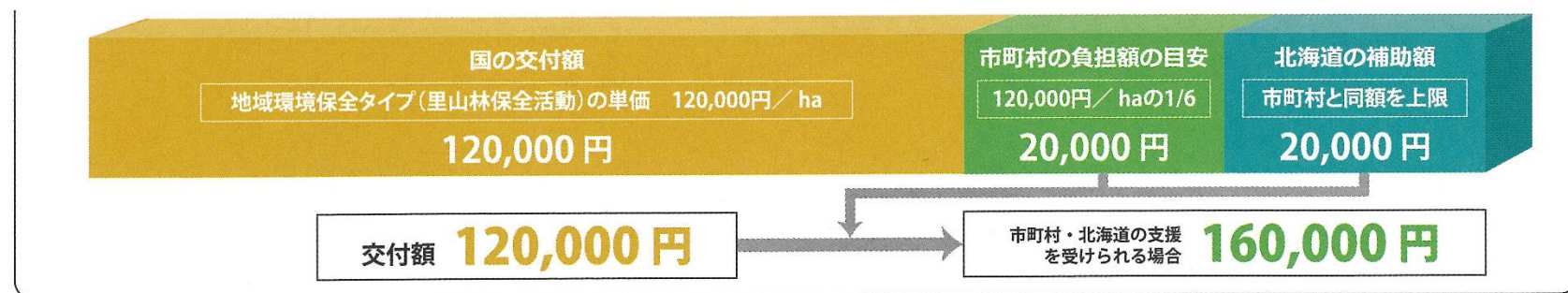
交付金と道・市町村による補助

国からの交付額（交付金）は、活動タイプごとに定められた
単価×事業量（面積、延長）を上限

市町村の負担額は、国の交付額の6分の1を目安

北海道の補助額は、当初の国費採択額を基準に6分の1以内を目安

＜例＞地域環境保全タイプ（里山林保全活動）、森林面積1haとした場合



※国の交付額は、1活動組織あたり、年度ごとに500万円が上限です。

※市町村の負担は任意です。市町村の負担額がない場合は、国の交付額のみ支払われます。

※「活動の実施に必要な機材及び資材の整備」に対する支援は国の交付額のみです。

地方公共団体の負担分に係る特別交付税措置

○都道府県は財政負担の1/2、市町村は7/10の特別交付税措置

→都道府県のみ負担の場合の実負担は12.5%、市町村のみ負担の場合の実負担は7.5%。都道府県と市町村が1:1の負担割合で負担した場合の実負担は都道府県6.25%、市町村3.75%

※赤字は、地域環境保全タイプの里山保全の活動を実施した場合の負担額(1ha当たり)

●都道府県のみ負担の場合



●市町村のみ負担の場合



●都道府県と市町村が負担した場合(都道府県:市町村=1:1の場合)



(※本資料は、「平成29年度における森林・山村多面的機能発揮対策に関する財政負担等について(平成28年12月27日付け28林整森第282号)」に添付した資料と同じです。)

交付金等を受けるための要件等

次の要件を満たす活動組織を設立※し、活動計画を作成して
北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会に申込みを行います。

活動組織の要件 ※要件を満たしている団体は新組織を設立せずに申請可能	
構成員	○ 地域住民、森林所有者等、地域の実情に応じた方(3名以上)で構成 ○ 地域の自治会、NPO法人等が単独で実施、または活動組織の1構成員になることも可能
活動区域	○ 地域住民による里山林の保全・利用を支援することが本事業の目的であるため、原則として活動組織は対象森林と同一都道府県内にあること
規約・経理	○ 活動組織としての規約の作成 ○ 他の事業と区分した経理
対象森林	○ 森林経営計画が策定されていない森林(面積0.1ha以上)
	○ 円滑に活動を行えるよう、活動組織の代表者と対象森林の所有者の間で協定を締結 ＜協定書の記載事項＞ ・協定締結者の住所及び氏名 ・協定の期間 ・活動計画 ・協定の目的 ・協定の対象森林 ・その他必要な事項
活動計画書	○ 次の内容を記載した計画書を作成(計画書の作成は交付金の対象外) ・活動組織名 ・3年間の活動計画 ・委託内容 ・活動組織の所在地 ・年度別の取組内容 ・その他必要な事項 ・取組の背景及び概要 ・計画図

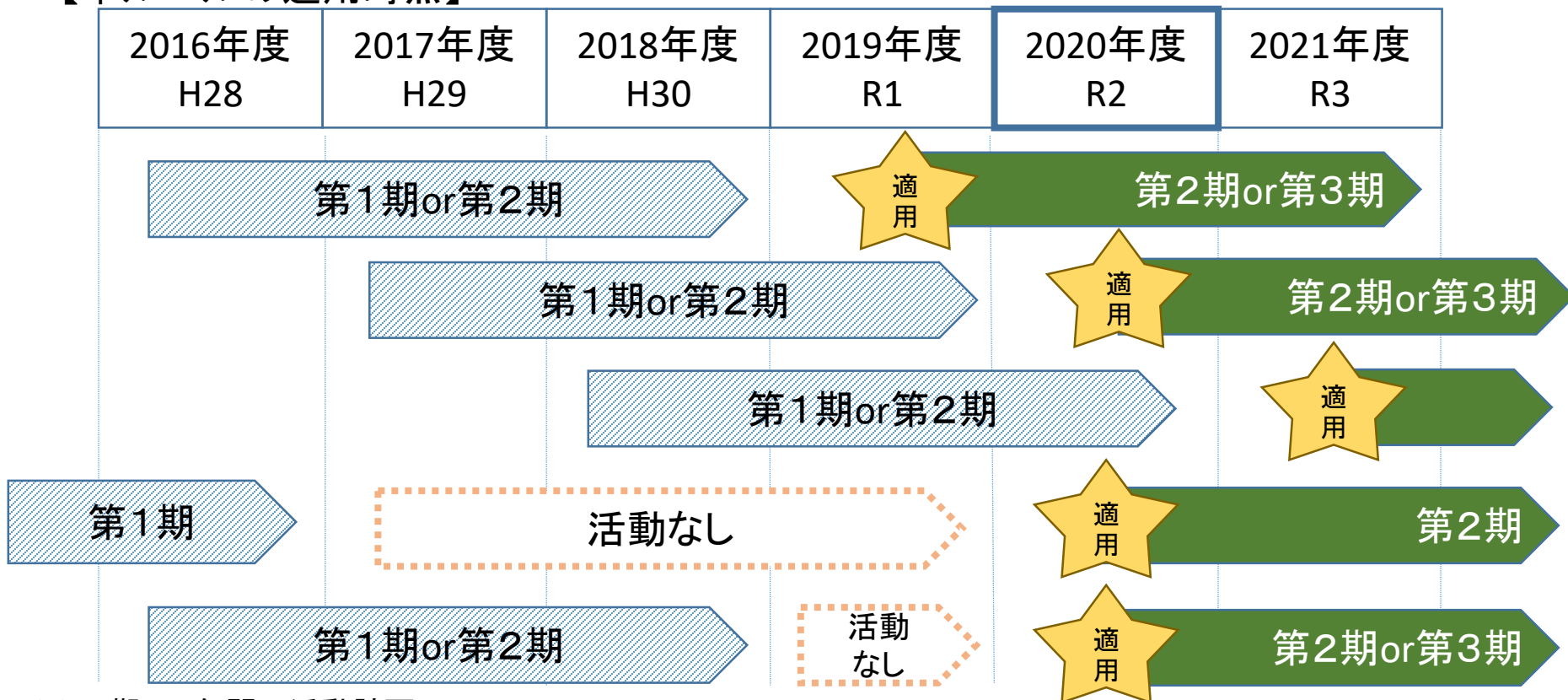
その他留意点など

- ① 1活動組織あたり、年度ごとに500万円(国からの交付額)を上限に支援(同じ場所では原則3年間支援)する。
- ② 人工林でも活用できる。
- ③ 地域の活動組織が持続的に里山林の整備や利用活動を実施することを基本として、危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業等は、地域の森林組合等に作業の一部を委託することができる。
- ④ 採択に当たっては、会費の徴収等により財政基盤が確保されており、かつ、安全研修が計画されているなど、一定の安全技術の向上が期待できる組織を対象とする。
- ⑤ 活動計画書には、活動目標と、活動結果のモニタリング調査の方法を記載する必要がある。
- ⑥ 地域協議会は、各活動組織からの申請書類の審査にあたって、活動予定森林の所在市町村長から、活動内容の有効性等について意見を聴取する。
- ⑦ 本交付金を活用するため、森林経営計画が作成されている森林を、当該計画の対象から外すことは想定していない。
森林経営計画の対象から外しても、過去に他の交付金や補助金を活用して事業を行っていた場合、交付金等の返還が生じる場合がある。

2期目以降の活動におけるルール

2019(令和元)年度以降に、2期目、3期目に突入する場合、
これまでと「**同じ場所**」で「**同じメインメニュー**」を実施しても
交付金の対象とならない

【本ルールの適用時点】



※ 1期＝3年間の活動計画

これまでと「同じ場所」で「同じメインメニュー」を実施しても
交付金の対象とならない



逆をいうと

2期目以降も交付金を活用していくのならば、
次のいずれかを満たす

1

これまでと「同じメインメニュー」を続けるなら
これまでに活動を行っていない「違う場所」で実施する

2

これまでと「同じ場所」で活動を続けるなら
これまでと「違うメインメニュー」に切り替える

1

これまでと「同じメインメニュー」を続けるなら
 これまでに活動を行っていない「違う場所」で実施する

(例) 第1期(2017～2019年度)に、「地域環境保全タイプ」の実施を計画していた場合で、第2期以降も「地域環境保全タイプ」を続けたい場合

第1期			第2期以降
2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	

(例①)

●●町 1林班	●●町 1林班	●●町 1林班	●●町の1林班 <u>以外</u> で実施
------------	------------	------------	-----------------------

(例②)

●●町 1林班	●●町 2林班	●●町 3林班	●●町の1、2、3林班 <u>以外</u> で実施
------------	------------	------------	---------------------------

これまでと「**同じ場所**」で活動が続けるなら
これまでと「**違うメインメニュー**」に切り替える

(例) これまでと同じ場所(●●町の1林班)で、今後も本交付金の活動が続ける場合

これまでの活動

今度の活動

(例①)

地域環境保全タイプ
(里山林保全)



森林資源利用タイプ



(例②)

森林資源利用タイプ



地域環境保全タイプ
(里山林保全)



(例③)

地域環境保全タイプ
(里山林保全)



地域環境保全タイプ
(侵入竹除去、竹林整備)



書類の整理、資機材の管理

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、国民から集められた「税金」が財源（道や市町村の負担額も同様）。

このため、交付金の「使い方」「使い道」については、国民に代わって会計検査院（国の機関）がチェックを行い、不適切なものは返納となる。

- 交付金の使い方等の証拠である領収書や見積書、納品書、契約書、参加者の日当の受領書などの収支関係書類、活動内容を証明する写真は日頃から整理。

写真：活動内容とその成果がわかる活動前、活動中、活動後のもの、活動参加者の集合写真（日当支払の根拠となる）、購入した資機材の写真等

- 交付金で購入したチェーンソーなどの資機材は、適切に管理・保管し、稼働状況を記録。
- 交付金に関する書類は、交付金を受けた日が属する年度の終了の翌日から5年間の保管義務がある。
交付金で購入した資機材は、農林水産省で定める処分制限期間を過ぎるまで、売り払ったり、譲渡したりすることはできない。

市町村推進交付金

交付対象者

道内の市町村

推進・指導

(1) 活動組織等への説明

毎年度、活動組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の本対策の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 活動に対する指導・助言

活動組織に対し、適時指導を行い、事業計画書に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。

(3) その他推進事業の実施に必要な事項

対象経費等

(1) 補助率：定額（国費１００％） 道を通じて交付

(2) 賃金、謝金、旅費、需用費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品費

ご静聴ありがとうございました。

北海道水産林務部森林環境局森林活用課

011-231-4111 内線28-823

詳しくは、地域協議会HPや林野庁HPをご覧ください。